

尾花沢市の企業立地優遇策

1. 尾花沢市奨励金

尾花沢市企業立地奨励金

【適用条件】

- ① 製造業・・・投資額 2,000 万円以上、事業用地面積 3,000 m²、常用雇用者 10 名以上
- ② 商業・サービス業・・・投資額 1,000 万円以上、常用雇用者 5 名以上
- ③ 共同化事業・・・投資額 1,000 万円以上、常用雇用者 5 名以上

名称	対象事業者	優遇制度
用地取得奨励金	福原工業団地及び公有適地内に事業場用地を確保したとき	<ul style="list-style-type: none"> ① 一括払い 取得価格の 40% 限度額：1 億円 ② 分轄払い 支払利子の 50% 相当額 ③ 支払猶予期間の場合 売買契約締結後 3 年以内は利子相当額
雇用奨励金	市内居住の雇用者が新規雇用又は増員された場合	雇用者数×年額 6 万円 (操業から 2 年間)
操業奨励金	市内に新設・増設・移設された場合	新設・増設・移設された土地、建物、機械設備等の固定資産相当額 ※適用期間は課税年度から 3 年間 ※ただし、用地の分轄払については契約締結後 3 年間とする
排水処理施設整備奨励金	合併処理浄化槽施設の新設・増設・改良する場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 適用条件を満たす場合 新設・増設・改良に要する経費の 2/3 以内の額 ② ① 以外の場合 新設・増設・改良に要する経費の 1/3 以内の額
雪対策奨励金	市内に新設・増設・移設し、雪対策を行う場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 除雪機械購入及び消融雪装置設置（地下水の開放利用は除く）の場合は、適用期間内に 1 度に限り経費の 30% 以内の額 上限 100 万円 ② 除雪経費の場合は、適用期間内に限り除雪経費の 30% 以内の額 上限 30 万円 ※適用期間：操業開始年度から 3 年間

2. 福利厚生設備設置補助金

項目	制度内容
対象施設及び要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 社宅等・・・2 戸以上 ② 施設等・・・500 m²以上 ③ 食堂、研修室等・・・100 m²以上（床面積）
補助金等の額	設置に要した経費の 20% 以内で、100 万円限度

3. 固定資産税の課税免除（過疎条例 過疎地域によるもの）

項目	制度内容
期間	課税年度から 3 カ年度
要件	新設又は増設に係る一の生産設備等で、減価償却資産の取得価格の合計額が 2,700 万円を超えるもの